

令和6年度 物価高騰対応 非課税世帯支援給付金のご案内

1世帯あたり3万円+ 左記の給付金に対するこども加算(対象児童1人あたり2万円)



令和6年度 物価高騰対応 非課税世帯支援給付金は「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、住民税均等割非課税の世帯を支援する新たな給付金です。

3万円給付金対象世帯

- ① 令和6年12月13日時点で宜野座村に住民登録がある世帯
- ② 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯

ただし、次に該当する世帯は除きます。

- ① 住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯
- ② 租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯
- ③ 令和6年1月2日以降に海外から日本に入国した方だけの世帯
- ④ すでに、宜野座村以外で本給付金と同様の給付金(3万円)を受給したものがいること など

3万円給付金の支給手続き

- ① 給付金対象世帯へ次の書類のいずれかをお送りします。

※ 令和7年3月下旬から順次送付いたします。

支給のお知らせ

手続きは必要ありません。

※ 令和7年4月下旬から順次、支給いたします

支給要件確認書

内容をご確認のうえ、返送または役場窓口へ提出してください。

※ 提出期限：令和7年7月31日

- ② 下記のいずれかに該当する場合「支給のお知らせ」または「支給要件確認書」が送付されない為「申請書」の提出が必要です。

- ◎ 令和6年1月2日以降に宜野座村へ転入した方がいる場合
- ◎ 世帯の中に令和6年度(令和5年分所得)未申告の方がいる場合

※ 村ホームページより申請書をダウンロードまたは役場窓口にて申請書を受取り、必要事項を記入し、添付書類と一緒に郵送または役場窓口へ提出してください。

※ 提出期限：令和7年7月31日

こども加算対象児童

3万円給付金対象世帯に扶養されている

18歳以下(平成18年4月2日以降に生まれた)の児童

- ※ 令和6年12月14日から令和7年7月31日までに出生した児童も対象
- ※ こども加算については、令和7年5月上旬よりスタート
(後日、村ホームページにてお知らせいたします)

❗ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。



お問い合わせ

宜野座村役場 健康福祉課「非課税世帯支援給付金」窓口 ☎ 098-968-3253
受付時間(平日のみ) 9:00 ~ 16:30(昼 12:00 ~ 13:00、土日祝除く。)